

# JTG証券 ストラテジー・レポート

## トランプ大統領による相互関税を課す 大統領令の概要

経済調査室

上田 祐介

チーフ・インベストメント・

ストラテジスト

[本レポートのサマリー]

### 1. 本レポートの目的

- 米トランプ米大統領は4月2日付で、米国に輸出を行うすべての国に対し、「相互関税」を課す旨の大統領令に署名。
- 本レポートでは、内容を整理。

### 2. 相互関税に係る大統領令の内容

#### (i). 前文

- 法律適用の前提となる「国家非常事態宣言」を正当化。
- アメリカに輸出を行うほぼすべての国が不公正な取引慣行で不当利益を得ていると主張。
- 米国側のそもそもの目的が「関税を課す」ことにあり、議論を通じて不均衡を解消する交渉をする意思がないのであれば、反論を行う意味はない。

#### (ii). 本文

- ① すべての輸入品に対し、一律10%の追加関税
- ② 特定貿易相手国からの輸入品について、10%以上の国別関税率(より高い追加税率)を適用。(ベトナム46%、台湾32%、韓国26%、マレーシア24%、日本24%、EU20%など)
- ③ 追加関税の対象外となる例外品目
  - i). 郵便・通信など
  - ii). 品目別課税済みの鉄・アルミ製品
  - iii). 品目別課税済みの自動車・自動車部品
  - iv). その他指定された品目(医薬品、半導体、銅、鉱物、他)
- ④ メキシコ・カナダの特例措置;
  - USMCA 適合品目; 原則として追加関税の適用除外
  - USMCA 非適合品目; 最大25%の追加関税を適用(例外あり)
- ⑤ 米国由来の構成部分(U.S. content)への優遇措置;  
20%以上の価値が米国内で生産されたもの(U.S. content)は、追加関税の対象は非米国由来の部分のみ。
- ⑥ 中国・香港・マカオへの対応措置:  
中国本土と香港・マカオからの輸入品に対しては、すべて同一の関税率(54%); 既存の20%の関税+新たな34%の関税)を適用。

## トランプ大統領による相互関税を課す大統領令の概要

JTG 証券 チーフ・インベストメント・ストラテジスト 上田 祐介

トランプ米大統領は4月2日付で、米国に輸出を行うすべての国に対し、「相互関税」を課す旨の大統領令に署名

以下で、内容を整理

### 同大統領令の要点

#### 前文:

- 法律適用の前提となる「国家非常事態宣言」を正当化
- アメリカに輸出を行うほぼすべての国が不公正な取引慣行で不当な利益を得ていると主張

### 1. 本レポートの目的

トランプ米大統領は4月2日付で、米国に輸出を行うすべての国に対し、「相互関税 (Reciprocal Tariff)」を課す旨の大統領令<sup>1</sup>に署名した。詳細な経済や金融市場への影響は別のレポートで報告することとし、本レポートはまず同大統領令の内容を整理することを目的とする。

### 2. 相互関税に係る大統領令の内容

以下に、トランプ大統領が署名した、同大統領令の要点をまとめた。

#### (i) 前文

米国の恒常的な財輸入赤字を「国家安全保障および経済に対する異常かつ著しい脅威」と認定し、国家非常事態を宣言している。この赤字の背景には、相互主義の欠如、外国による非関税障壁、不均衡な関税率、さらには主要貿易相手国の内政経済政策(賃金抑制や消費抑制)などがあると指摘するなど、アメリカに輸出を行うほぼすべての国が不公正な取引により利益を得ているとしている。大統領令が指摘した主な問題点は下記など。

- 世界貿易機関(WTO)加盟国間での「最恵国待遇」(MFN)には拘束力があるものの、関税率の水準やその対称性は保証されておらず、米国の製造業者にとって不利な取引環境が生じている。
- 米国輸出に対する非関税障壁<sup>2</sup>も深刻。2025年版の「外国貿易障壁報告書(NTE)」に示したように、貿易相手国ごとの多様な障壁が存在。さらに、国内消費を抑える経済政策(低賃金・高税率など)は、米国からの輸出需要を減らし、貿易不均衡を固定化している。
- 米国における製造業の衰退は、雇用の喪失や地域社会の崩壊だけでなく、米国の安全保障そのものに対する脅威。軍事的な即応性にも懸念が生じている。

記載の内容には、対象の各地域から見れば論理的でなかったり、データなどに照らし合わせると非整合的な内容も多く含まれていたりする(Appendix I に例を示した)。しかし、米国側のそもそもの目的が「関税を課す」ことにあり、議論を通じて不均衡を解消する交渉をする意思がないのであれば、反論を行う意味はない。

<sup>1</sup> [“Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits”, 2025/4/2, White House](#)

<sup>2</sup> [“2025 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS”, 2025/3/31, USTR](#)

## (ii) 本文

## 同大統領令の要点

大統領令の本条文部分では、2025年4月5日および9日を基準日として導入される新たな関税措置の詳細、対象・非対象品目、例外措置、既存の貿易協定との関係、税関手続き、脱法・迂回の防止措置など、実施に関わる複雑な規定が網羅されている。

以下に、その概要を示す。

## ① 一般的関税措置:10%の追加関税(4月5日施行)

## 本文:

- すべての輸入品に対し、一律10%の追加関税

大統領令に基づき、2025年4月5日午前0時1分(米東部夏時間)以降にアメリカ合衆国の税関区域に輸入されるすべての輸入品に対し、一律10%の追加関税(ad valorem duty)が課される。ただし、例外として、4月5日以前に出荷され最終輸送段階にある商品については、その関税措置の対象外となる。

- 特定貿易相手国からの輸入品について、10%以上の国別関税率(より高い追加税率)を適用

## ② 特定国向け追加関税:Annex Iによる国別関税率(4月9日施行)

さらに、2025年4月9日午前0時1分以降には、別添 Annex I で指定された特定貿易相手国からの輸入品について、10%以上の国別関税率(より高い追加税率)が適用される。この国別関税率は、既存の通商協定(例:USMCA 等)に関わらず原則適用されるが、一部例外措置がある(後述)。

図表 1 大統領令 Annex I が指摘する特定国向け追加関税(例)

## [アメリカへの主要輸出国]

国・地域名	調整後関税率	国・地域名	調整後関税率	国・地域名	調整後関税率
ベトナム	46%	ミャンマー (ビルマ)	45%	イラク	39%
スイス	32%	スリランカ	44%	ガイアナ	38%
台湾	32%	タイ	37%	セルビア	38%
韓国 (大韓民国)	26%	インドネシア	32%	ボツワナ	38%
マレーシア	24%	南アフリカ	31%	バングラデシュ	37%
中国	34%	パキスタン	30%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	36%
日本	24%	インド	27%	北マケドニア	33%
欧州連合 (EU)	20%	フィリピン	18%	アンゴラ	32%
				フィジー	32%

出所: [大統領令 Annex I](#) より、JTG 証券で作成

### 追加関税の対象外となる例外品目

- i). 郵便・通信など
- ii). 品目別課税済みの鉄・アルミ製品
- iii). 品目別課税済みの自動車・自動車部品
- iv). その他指定された品目(医薬品、半導体、銅、鉱物、他)

### メキシコ・カナダの特例措置；

USMCA 適合品目；  
原則として追加関税の適用除外

USMCA 非適合品目；  
最大 25%の追加関税を適用(例外あり)

### 米国由来の構成部分(U.S. content)への優遇措置；

20%以上の価値が米国内で生産されたもの(U.S. content)は、追加関税の対象は非米国由来の部分のみ

### ③ 関税対象外となる品目

次に、Annex II で明示される品目は、本命令に基づく追加関税の適用対象外とする。典型的な非対象品目は下記など；

- 50 U.S.C. 1702(b)<sup>3</sup>で保護される物品(例. 個人用の郵便物と通信手段、人的支援および救済目的の寄付品、宗教的・教育的・文化的交流に関わる物品、市民の自由や基本的人権に関係する情報や物品など)
- 過去の大統領布告(プロクレーション)に基づいて**制裁関税対象となっている鉄鋼およびアルミニウム製品**
- 過去の大統領布告(プロクレーション)に基づいて**制裁関税対象となっている自動車および自動車部品**
- その他 Annex II で指定された品目(例:銅、医薬品、半導体、木材、重要鉱物、エネルギー製品など)

### ④ カナダ・メキシコとの特例措置(USMCA との整合性)

カナダとメキシコからの輸入品については、USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)に基づき、以下の特例措置を設ける；

- USMCA の原産資格を有する品目:原則として追加関税の適用除外
- 原産資格を有しない品目:最大 25%の追加関税を適用(ただしエネルギー製品やカリ鉱石などは 10%に軽減)
- 加えて、既存の緊急命令(2025年2月・3月の大統領令)に基づく麻薬対策関税(メキシコ・カナダへの 25%関税、中国への+10%の追加関税)と重複適用は避けるよう調整した。
- 将来的にこれらの緊急命令が撤回・停止された場合、非原産品に対しては 12%の関税を課す一方で、原産品には課さないという措置が適用される。
- また、米国内で大部分が製造または加工された部品については、最終製品が国内で実質的に完成されたと認められれば、追加関税の適用を除外できる。

### ⑤ 米国由来の構成部分(U.S. content)への優遇措置

対象品目のうち、20%以上の価値が米国内で生産または大幅に加工された部品によるもの(U.S. content)については、追加関税の対象は非米国由来の部分のみとなる。なお、税関・国境警備局(CBP)は、製品の U.S. content の割合を確認するために、輸入者に対して必要な書類・情報の提出を求めることが可能。

<sup>3</sup> アメリカ合衆国法典第 50 編、すなわち国際緊急経済権限法 (IEEPA: International Emergency Economic Powers Act) の中の条文で、具体的にはアメリカ大統領が経済制裁等の措置を取る際に「差し控えるべき対象」(制限対象外)を規定した部分

## ⑥ 中国・香港・マカオへの対応措置

中国・香港・マカオへの対応措置：  
中国本土と香港・マカオからの輸入品に対しては、すべて同一の関税率(54%)；既存の20%の関税＋新たな34%の関税を適用

中国からの低価格輸入品に関しては、2025年4月2日付の別の大統領令<sup>4</sup>に従い、独自の制裁関税を既に設定済み。本命令はこれらを上書きしない(従前の規定が、引き続き適用)。さらに、中国本土と香港・マカオからの輸入品に対しては、アメリカへの流入経路を問わず、すべて同一の関税率(54%；既存の20%の関税＋新たな34%の関税)を適用することで、いわゆる「迂回輸出(transshipment)」や関税逃れを防止する。

---

<sup>4</sup> 中国、香港、マカオからの輸入品に対しては、既存の20%の関税に加え、新たに34%の関税が課され、合計で54%の関税率となる。この関税措置は、主に以下の大統領令に基づく；

「[非親告罪輸入に関する関税のさらなる修正](#)」(2025年4月2日)

「[不公正な貿易慣行を是正するための相互関税による輸入規制](#)」(2025年4月2日)

## Appendix I. 大統領令における主張の非論理的な事例

同大統領令では、「アメリカは平均 MFN 関税率が 3.3% と非常に低いのに対し、Annex I 掲載国の多くは 10~40% 超の関税をかけている」と主張している。そこで、主要国について WTO が公表している MFN 関税率(平均)と、大統領令の Annex I で示された関税率を比較し、追加図表 1 に示した。

高関税の対象となっている、米国への輸出額が大きい国・地域の平均関税率(MFN)は、確かに米国よりも大きいものの、今回の相互関税(表中の Annex I 関税率)は、その差をはるかに上回っている。さらに、日本の MFN はアメリカよりも低い 2.50%に留まるが、今回の「相互関税」は約 10 倍の 24%となっている。

追加図表 1 WTO が公表している MFN 関税率(平均)と、大統領令 Annex I の関税率の比較(主要国のみ)

国・地域	WTO 平均関税率 (MFN) ※	Annex I 関税率	差分 (相対上乘せ倍率)
米国(参考)	3.30%	—	—
ベトナム	9.40%	46%	約5倍
中国	7.50%	34%	約4.5倍
インドネシア	7.50%	32%	約4.2倍
スイス	4.30%	32%	約7.4倍
インド	17%	27%	約1.6倍
韓国	13.70%	26%	約1.9倍
マレーシア	5.60%	24%	約4.3倍
日本	2.50%	24%	約9.6倍
EU	5.00%	20%	約4倍

出所: "World Tariff Profiles 2023", 2024, WTO 及び大統領令 Annex-I から、JTG 証券で作成

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<p><b>■ムーディーズ・レーティングスについて</b> 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)</p> <p><u>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</u> ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<a href="https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news">https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news</a>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。</p> <p><u>信用格付の前提、意義及び限界について</u> ムーディーズ・レーティングスの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p>	<p><b>■S&amp;P グローバル・レーティングについて</b> 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&amp;P グローバル・レーティング(以下「S&amp;P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&amp;P グローバル・レーティング株式会社(金融庁長官(格付)第5号)</p> <p><u>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</u> S&amp;P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<a href="https://www.spglobal.com/ratings/jp/index">https://www.spglobal.com/ratings/jp/index</a>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<a href="https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered">https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered</a>)に掲載されております。</p> <p><u>信用格付の前提、意義及び限界について</u> S&amp;P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性及び流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&amp;P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&amp;P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。</p>	<p><b>■フィッチ・レーティングスについて</b> 格付会社の呼称について 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)</p> <p><u>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</u> フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<a href="https://www.fitchratings.com/ja">https://www.fitchratings.com/ja</a>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」(<a href="https://www.fitchratings.com/ja/regulatory">https://www.fitchratings.com/ja/regulatory</a>)の「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されております。</p> <p><u>信用格付の前提、意義及び限界について</u> フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合があります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。</p> <p>フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明についてはフィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。</p>
---	--	--

この情報は、2024年6月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。

ん。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

## Disclaimer

本資料は、Jトラストグローバル証券(以下、JTG 証券)が本資料を受領されるお客様への情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の有価証券又は金融商品の売買の推奨・取引・勧誘・申込みを目的としたものではありません。

### 開示事項

本資料の作成及び配布は JTG 証券が行っております。

JTG 証券では調査部門の活動(リサーチ・レポート作成、リサーチ情報の伝達を含む)に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券はリサーチ部門・他部門間の活動及び/又は情報の伝達、並びにリサーチ・レポート作成に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券では、所属するアナリスト及びその家族が、当該アナリストの担当カバレッジに属するいずれの企業の株式も保有することを禁じられています。また、本リサーチ・レポートが公開される前後 3 か月間に、本リサーチに関連する金融商品を個人的に取引することも禁じています。

### アナリストによる証明

本レポート表紙に記載されたアナリスト(以下、同アナリスト)は、本レポートに記載した見通し・評価・分析等の内容が、分析対象銘柄の発行企業及びその証券に対する同アナリスト個人の見解に一致していることを証明いたします。また、本レポート内で特定の判断もしくは見解を表明する見返りとして、いかなる報酬も一切受領しておらず、受領する予定もないことを合わせて証明いたします。

### 免責事項

本資料内で JTG 証券が言及した全ての記述は、公的に入手可能な情報のみに基づいたものです。本資料の作成者は、インサイダー情報の入手・使用を禁じられています。

本資料に含まれる情報は、弊社が正確かつ信頼できると考える情報に基づき、正確性と信頼性を担保することを目標として作成していますが、その正確性、信頼性が客観的に検証しておりません。本資料内で JTG 証券以外の外部サイトのインターネット・アドレスを参照していることがございますが、リンク先の内容・正確性について JTG 証券は一切責任を負いません。本資料はお客様が必要とする全ての情報を網羅することを意図したものではありません。

JTG 証券は本資料に掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる保証を表明しておりません。また、JTG 証券は、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している場合があり、又は今後発行する場合があります。

本資料に示したすべての内容は、本資料発行時点において JTG 証券が入手可能な範囲で最新の評価や判断を示しておりますが、本資料に含まれる情報は金融市場や経済環境の変化等のために最新の内容ではない可能性があることをご認識ください。JTG 証券では、本資料内に示した見解は予告なしに変更することがあります。また、JTG 証券は本資料内に含まれる情報及び見解を更新する義務を負うものではありません。

本資料で直接的又は間接的に言及・例示・評価・推奨している有価証券や金融商品は、市場価格の変動や発行体の財務状況の変化、経済環境の変化や経営判断、同証券や発行体に関わる外部評価の変化、金利や為替などの市況変動などの影響など、様々な要因により投資元本を割り込むリスクがあります。

本資料の作成にあたり、JTG 証券では本資料を受領される個々のお客様の財務状況、ニーズもしくは投資目的を考慮しておりません。このため、本資料で言及されている有価証券や金融商品、市場見通し、投資戦略などは全てのお客様にとって適切なものであるとは限りません。お客様の投資に当たっては、ご自身の判断により投資評価や投資戦略を評価し、本資料に記載されている有価証券又は金融商品に関して投資・取引を行う際には、専門家やファイナンシャル・アドバイザーにご相談ください。

お客様による最終的な投資判断は必ずお客様自身によりなされなければならず、投資によって生じたいかなる結果につきましても、一切の責任はお客様にあります。JTG 証券は、本資料を直接的にまたは間接的に入手したお客様が、本資料を参照した結果として生じたいかなる事象(直接・間接の損失、逸失利益及び損害、その他の状況)についても一切の法的責任を負いません。

本資料は、お客様に対し税金・法律・投資上のアドバイスとして提供する目的で作成されたものではありません。法律・制度・税金・会計等につきましては、お客様ご自身の責任と判断で専門家にご相談ください。

本資料に過去の投資パフォーマンスや過去データに基づく分析が示されていたとしても、これらは将来の投資パフォーマンスを確定的に予測したり、保証するものではありません。特に記載のない限り、本資料に含まれる将来予想は、アナリストが適切と判断した材料に基づく本資料公表時点におけるアナリストの予想であり、実現値とは異なることがあります。JTG 証券では、将来の投資パフォーマンスやリスクについての参考情報や見通しを示すことがあります。いかなる観点でも、これを保証するものではありません。

本資料の作成アナリストによる投資・保有禁止に関わらず、JTG 証券及び社員は、本資料で言及された有価証券等や関連するエクスポージャーを、自己の勘定もしくは他人の勘定で取引もしくは保有する可能性があります。また、本資料で示された投資判断に反する取引を行うことがあります。本資料のご活用にあたりましては、お客様と JTG 証券並びにその社員との間で、利益相反が起りうることにご注意ください。

本資料は、日本国内に限定して配付致します。

間接的に海外で入手されるような事態が生じた場合があったとしても、JTG 証券では諸外国の法制度や規制に対応する責任を負いません。

Copyright JTG 証券 Co. Ltd. All rights reserved.

本資料は JTG 証券の著作物であり、著作権法により保護されております。

JTG 証券の書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を変更、複製・再配布し、もしくは直接的又は間接的に第三者に交付することはできません。

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

Jトラストグローバル証券株式会社 経済調査室

(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号)

(貸金業者登録番号 東京都知事(1)第 31946 号)

## ご投資にあたって

本資料に記載の内容を参考にしてお取引をされる場合、商品毎に以下の手数料等をご負担いただきます。

### 【上場株式等】

店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式(売買単位未満を除く)の場合は約定代金に対して最大1.1524%(税込)(但し約定代金の1.1524%(税込)に相当する額が3,300円(税込)に満たない場合は3,300円(税込)の委託手数料をご負担いただきます。

### 【投資信託】

投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます

### 【債券等】

債券等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。また、外貨建ての債券の場合、円貨と外貨を交換する際には外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 投資リスクについて

各商品等には、株式相場、為替相場、金利水準、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等、それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)があります。

商品毎に手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の目論見書または契約締結前交付書面をよくお読みください。

Jトラストグローバル証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号  
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会